

令和 3 年 2 月 12 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

令和 2 年 12 月 2 日 付け 諮問 第 3133 号 を もって 諮問 された 事案 について、審議 の 結果、
下記 の とおり 答申 する。

記

- 1 本件、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）の施行に伴う関係省令等の整備について」は、諮問のとおり整備することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

**「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を
改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令等の整備について」
に対する意見及びそれに対する考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)**

■ 意見募集期間 : 令和2年12月3日(木)から令和3年1月6日(水)まで

■ 意見提出数 : 1件(法人・団体)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 : 以下のとおり

受付	意見提出者
1	在日米国商工会議所

	意見	考え方	案の修正
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案関係			
	意見 電気通信回線設備に対する技術基準は、あくまで本邦内に、又は本邦内と密接に関連する形で電気通信回線設備が設置されたと言える場合に限定して適用されることを明確化すべき。	考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> 外国法人が日本国内に電気通信回線設備を設置していないのであれば、電気通信事業法の立法管轄権に関する属地主義に照らせば、電気通信事業法上の規制を当該設備に及ぼすべき根拠は見当たらない以上、技術関係の規制の適用は受けないことを明確にすべきものと思われま。 しかし、今回、「当該事業用電気通信設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること」との条項が追加されたために、当該事業用電気通信設備が厳密には本邦内に「設置」されていなくとも、こうした技術関係の規制が適用されるかのような規定になっています。そのため、国際法の原則に合致するよう、あくまでも本邦内に、又は本邦内と密接に関連する形で電気通信回線設備が設置されたと言える場合に限定して技術関係の規制が適用されることが明確になるよう、当該条項を修正すべきです。 <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の第二十七条の二第三号の規定により、電気通信事業者が本邦外にのみ伝送路設備を設置する場合は、原則としてその電気通信事業者の電気通信設備の損壊又は故障による我が国の利用者への影響が軽微として、電気通信事業法第四十一条第一項の規定に基づき技術基準適合維持義務が課されないこととなります。 なお、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される伝送路設備は海底ケーブル等が想定されますが、それらは従前より技術基準の適合維持義務を課してきたものです。 	無